

平成28年度以降の可燃ごみの処理方針

1 これまでの経緯

笠松町の可燃ごみは近隣自治体と岐阜羽島衛生施設組合（平成14年に羽島市が加入するまでは岐阜市羽島郡衛生施設組合）を設立し、岐阜市境川地内で昭和40年から焼却処理をしています。

平成3年に現施設の改築時に地域住民と「平成22年度末には焼却を停止し、平成23年度から現地以外の場所でごみ処理を開始する」覚書を締結しました。これを受けて、次期ごみ処理施設建設候補地を「羽島市南部北東地域」と決定し、地権者などと交渉を進めてまいりました。しかし用地交渉が難航し、合意が取れない状況であったため、現施設を平成28年3月末まで稼働延長する覚書を地域住民との間に締結しました。

現在、延長期限まで2年を切り、期限内での次期ごみ処理施設の建設、稼働開始が不可能となりました。そこで、平成28年4月以降のごみ処理に空白期間が生じることがないように調査研究した結果、次期ごみ処理施設が建設されるまでの間、県外民間施設で焼却処理をする方針としました。

なお、民間焼却施設の場所・名称などは、施設が所在する自治体と事前に協議が必要であるため、協議が整い次第お知らせします。

2 積替施設の必要性

現在、ごみの収集は、2トンから4トンまでの小型収集車でいき、現施設に搬入して焼却していますが、県外への運搬は、10トンクラス的大型コンテナ車に積替・運搬することが効率的です。そのため、小型収集車から大型コンテナ車に積替える施設が必要となり、また合理的で経済的な点から、岐南町と共同して行うことが有効的であると考えました。

3 建設予定地と施設設備の概要

○建設予定地

積替施設や運搬用車両・コンテナ保管施設として、先進地の事例などから約4,000㎡の用地が確保でき、大型車両の通行もあるため住宅密集地を避ける必要があります。積替業務もごみ収集運搬業務の一環であることから、笠松・岐南両町の収集運搬業者の高島衛生工業有限会社へ施設整備も含めた委託方式を採用し、その結果同社の所有地とその隣接地を予定地としました。

- ・積替施設 岐南町平成地内 約2,400㎡
- ・車両コンテナ保管施設 笠松町円城寺地内 約2,000㎡

○積替施設

・積替方法

小型収集車（2トン～4トン）から大型コンテナ車（10トン）への段差ホッパ式^{（注1）}で積替を行うのみで、圧縮や保管は行いません。

（注1）段差ホッパ式とは、収集車が2階に上がり、1階で待機するコンテナに直接投入する方式のことです。

- ・ごみ量の想定
両町併せて、1日平均約50トン、年間になると15,000トンを想定しています。
- ・建屋面積 約500㎡
- ・稼働日 月曜日～土曜日
- ・周辺対策

積替は建屋内で行い、活性炭吸着脱臭装置や消臭剤噴霧装置、出入り口にはエアーカーテンを併用し、臭気対策を図ります。このほかにも交通安全、騒音や振動対策に十分配慮した施設となるよう両町より指導します。

○車両コンテナ保管施設

大型脱着装置付コンテナ車とそのコンテナを保管する施設 建屋 約850㎡